

鎌ケ谷市防犯カメラ設置費補助金交付要綱に関する防犯カメラの設置及び運用基準

(目的)

第1条 この基準は、鎌ケ谷市防犯カメラ設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置する防犯カメラについて、当該防犯カメラの設置及び運用（以下「設置等」という。）について必要な事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、使用する用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 画像 防犯カメラにより撮影され、画像表示装置により表示される画像をいう。
- (2) 画像データ 画像記録装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。

(責務)

第3条 要綱に基づき防犯カメラを設置する自治会等の自主防犯団体（以下「設置団体」という。）及び市は、防犯カメラの設置等に関し、個人情報及びプライバシーの保護に努めなければならない。

(設置)

第4条 設置団体は、防犯カメラの設置にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影区域の2分の1以上の面積が公道（不特定多数の人が通行する私道を含む。以下「公道」という。）であって、特定の個人及び建物等の監視を行わないこと。
- (2) 設置する場所については、犯罪の防止に効果的な設置に努めることとし、管轄する警察署との協議を経て、選定すること。
- (3) 設置団体内で防犯カメラの設置について合意を得ていること。
- (4) 設置する周辺の住民の合意を得ていること。
- (5) 道路交通法等の法令に基づく許可を得る必要が生じたときは、当該許可を得ていること。
- (6) 防犯カメラを設置していること及び設置団体名の表示については、設置場所又は撮影区域内の見やすい場所に視認できる方法により表示すること。
- (7) 設置する防犯カメラは、別表に定める機能を有するものとする。

2 設置した防犯カメラの維持管理については、設置団体が行うものとする。

3 設置した防犯カメラに修繕の必要が生じたときは、補助対象事業の完了した日の属する年度の終了した日以後の5年間は市が当該防犯カメラの修繕費に相当する額を負担するものとし、当該期間を経過した日以後は設置団体が当該防犯カメラの修繕費に相当する額を負担するものとする。

(運用)

第5条 設置団体は、設置した防犯カメラについて、適正に維持管理を行うものとし、当該防犯カメラの機器等の故障を発見したときは、速やかに市に連絡するものとする。

2 設置した防犯カメラにより撮影した画像及び画像データ（以下「画像等」という。）の管理及び第三者への画像等の提供等は、次条の規定により市が行うものとする。

3 設置団体は、設置した防犯カメラの運用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 設置団体は、設置した防犯カメラの管理及び運用を円滑に行うため、管理運用担当者を定めること。

（2） 画像等の検索、閲覧、複製及び解析等を行ってはならない。

（3） 画像記録装置及び画像が記録された媒体は、施錠により防護された場所に設置すること。

（4） 画像データの保存期間は、原則として撮影した日の翌日から起算して7日以内とする。ただし、次に掲げる場合は、画像データの保存期間を延長することができるものとする。

ア 検察官、検察事務官又は司法警察職員（以下「捜査機関」という。）から犯罪の捜査のために要請を受けた場合

イ 前号に掲げるもののほか、証拠の保存等のため特に必要がある場合

（5） 画像データは、これを編集し、又は加工することなく撮影した時の状態で保管すること。

（利用及び提供の制限）

第6条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、画像データの利用及び提供をしてはならない。

（1） 捜査機関から犯罪の捜査のため、法令に基づき、文書により提供を求められたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、法令に基づき文書により提供を求められたとき。

（3） 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、災害その他の事由により緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（記録の保存）

第7条 市は、前条の規定により画像データを利用し、又は提供するときは、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

（1） 利用し、又は提供した日時

（2） 利用し、又は提供した目的

（3） 提供先

（4） 利用し、又は提供した画像の範囲

（苦情の処理）

第8条 設置団体及び市は、防犯カメラの設置等に関して、苦情があったときは、適切かつ迅速に処理を行うよう努めなければならない。

(報告)

第9条 設置団体は、市から防犯カメラの設置等に関わる報告を求められたときには、これに応じるよう努めなければならない。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第４条関係）

仕 様
２４時間の運用に耐えられるものであること。
夜間における撮影が可能であること。
映像出力が１００万画素以上であること。
１秒間の記録間隔４コマ以上の設定において、７日間以上画像データの保存が可能であること。
画像の閲覧に当たっては、パスワードの入力を要すること等とし、第三者が容易にこれを抽出し、保存し、又は再生することができない措置が講じられたものであること。
画像記録媒体は、鍵等により第三者が容易に取出しを行えない措置が講じられたものであること。
電力柱等の高所にカメラを設置する場合は、無線ＬＡＮ装置を有する機器を導入する等とし、データ取扱者による画像抽出が可能な措置を講ずること。
無線ＬＡＮ装置を有する機器を設置した場合、以下の要件を満たすものであること。 ① ＷＰＡ２－ＰＳＫ（ＡＥＳ）により第三者の不正アクセスを防止する措置が講じられたもの ② ＳＳＩＤステルス機能を有するもの ③ ＭＡＣアドレスフィルタリング機能を有するもの
自動で時刻補正が可能な機能を有するものであること。
本市が所有する画像抽出用パソコンにより画像の抽出及び再生ができるものであること。